

輪島市監査公表第47号

平成26年11月4日付発監査第156号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成26年12月1日

輪島市監査委員 湊 良作



輪島市監査委員 中山 勝





発 監 第 3 9 0 号

平成26年11月25日

輪島市監査委員 湊 良 作 様

輪島市監査委員 中 山 勝 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関

監理課

監査執行年月日

平成26年10月24日

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>①市有土地貸付料及び建物貸付料の滞納について</p> <p>個別対応等で、徴収納付にと工夫を凝らし努めているが、新たな滞納が発生している。引きつづき滞納額削減に向けて取り組まれない。</p>	<p>滞納者には、文書や電話による督促を行い、それでも履行しない場合には、訪問や保証人への通知を行っていません。滞納が発生した初期の段階から注意し、額が増えないよう取り組んでまいります。</p>	<p>措置済</p>
<p>②自動車用燃料油の購入価格について</p> <p>現在、輪島地区石油販売組合との価格設定で、支払業務が執行されている。特石法廃止後、石油販売業界は規制緩和と自由化の進展により、セルフ化が進み価格競争（安価）と云った現状である。本市でも経費削減、また、地元業者の減少がみられる現状から、価格設定について協議する時期に入ってきていると思える。今後の取り組み（価格設定）について検討をお願いする。</p>	<p>自動車用燃料油の購入価格については奥能登2市2町の市場価格により、変動に応じて輪島市石油販売組合と単価契約を行っています。市内における住民の主要な交通手段は自動車であるため、給油所は地域に密着した重要な施設であると考えております。現在、給油所を保有している組合加入業者は以前より、3割程減少しており、単に価格競争を用いた場合には更に業者が減少することも予想されます。以上のことを勘案しながら組合と協議を重ね価格設定について検討を重ねてまいりたいと考えております。</p>	<p>措置方針等</p>